

災害発生時における支援活動に関する協定

高知県幡多土木事務所土佐清水事務所（以下「甲」という。）と高知県建設業協会土佐清水支部（以下「乙」という。）は、災害発生時における支援活動の実施に関し、次のとおり協定する。

なお、広域的かつ甚大な災害の場合は、高知県と高知県建設業協会が締結する大規模災害発生時における支援活動に関する協定に基づき、支援活動を実施する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、台風、集中豪雨等による災害が土佐清水市において発生した場合に、乙による支援活動により、すみやかな災害復旧を図ることを目的とする。

（支援活動の内容）

第2条 乙の会員は、甲からの支援要請があった場合は、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- （1）公共土木施設に関する被害情報の提供（以下「情報提供」という。）
- （2）障害物の除去及び応急復旧（以下「緊急応急工事」という。）
- （3）その他、甲が必要と判断し要請する業務

（乙の平常時の準備）

第3条 乙は、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し、把握しておくものとする。

- （1）支部協会内の支援体制
- （2）会員からの情報収集体制
- （3）出動が可能な資材、機材、技術者等の実態

2 乙は、甲から要請があった場合は、前項に関する情報を甲に報告するものとする。

（実施体制の確保）

第4条 甲は、災害発生時における応急復旧の実施体制をあらかじめ決めておくものとする。

2 甲は、前項の実施体制を決めるときに必要な場合は、前条第2項による乙の情報を参考にするものとする。

(情報提供の要請)

第5条 甲は、公共土木施設の被害状況を把握するため、情報提供の支援活動が必要な場合は、乙の会員に対し、情報提供を要請するものとする。

2 乙の会員は、甲から前項の支援要請を受けた場合は、公共土木施設の被害状況を調査し、電話や「GPS携帯による災害情報共有システム」の活用により情報提供を行うものとする。

3 乙の会員は、甲からの支援要請の有無にかかわらず、甲の管理する公共土木施設に災害が発生又は発生の恐れがある状況を確認したときは、積極的に情報提供を行うものとする。

(緊急応急工事の要請)

第6条 甲は、乙の会員に対し緊急応急工事を要請する必要がある場合は、実施場所、実施内容その他必要な事項を記載した書面により、第4条の実施体制に基づき甲が選定した者に緊急応急工事を要請するものとする。ただし、緊急を要する等により、書面によることができない場合は、この限りでない。

2 前項の緊急応急工事を施工した乙の会員は、この工事を完了したときには、甲に対して、次に掲げる事項を書面にて報告するものとする。

(1) 実施内容及び実施場所

(2) 従事した者の氏名及び活動時間

(3) 使用した資機材の数量及び機器類の使用時間

(4) その他甲が必要とする事項

(費用の負担)

第7条 第2条に規定する支援活動に要した経費のうち、第2号及び第3号については甲が負担するものとし、第1号については甲は負担しないものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 乙の会員が支援活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙並びに乙の会員が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月14日

<住所>高知県土佐清水市西町4番5号

甲 高知県幡多土木事務所 水事務所
所 長

<住所>高知県土佐清水市西町2番2号

乙 高知県建設業協会 水支部
支部長